

「地球温暖化防止活動環境大臣表彰」の概要

1. 表彰の対象

地球温暖化の防止に関し、以下の各部門において顕著な功績のあった個人や団体。

[1] 技術開発・製品化部門

省エネ技術、新エネ技術、省エネ型製品(低公害車)、省エネ建築のデザイン等、温室効果ガスの排出を低減する技術の開発やその製品化に関する功績。

[2] 対策技術導入・普及部門

コジェネレーション、ヒートポンプ、新エネ製品(太陽光パネル等)、省エネ製品(低公害車)、省エネ型新交通システム、省エネ建物等、温室効果ガスの排出を低減する技術や製品の大量導入・先導的導入やその普及啓発に関する功績。

[3] 対策活動実践部門

地球温暖化防止に資するライフスタイルの実践活動、植林活動等、地球温暖化を防止する活動の実践等に関する功績。

[4] 環境教育・普及啓発部門

地球温暖化について教育資料の開発、情報の提供、学校や市民、企業内における教育活動や普及・啓発等に関する功績。

[5] 国際貢献部門

地球温暖化防止に資する技術移転、海外での植林、京都メカニズムの実施あるいは実施に向けた活動等、国際的な地球温暖化防止対策活動に関する功績。

2. 選定方法

地球温暖化防止活動環境大臣表彰選考委員会による審査を経て環境大臣が決定。

3. 表彰

表彰状および記念品を授与。

表彰式は、12月17日(月)10時30分からKKRホテル東京で開催。

4. その他

環境省が、地球温暖化対策を推進するための一環として平成10年度から実施しており、今年で10回目。